

人権相談・啓発等事業 令和元（2019）年度 事業実績

【もくじ】

共通事項

（1）ホームページの運営	3
--------------	---

I. 人権相談事業

i) 専門相談事業

（1）府民向け人権相談	3
（2）市町村人権相談サポート	6
（3）専門家との連携相談支援	8

ii) ネットワーク事業	8
--------------	---

II. 人材養成事業

人材養成事業	12
--------	----

III. 人権啓発支援事業

i) 人権啓発アドバイザー設置・派遣事業	14
ii) 人権関連情報収集・提供事業	16
iii) 講師リストの作成・講師紹介事業	18

別紙 (略)

資料 (略)

共通事項

(1) ホームページの運営

(1) 事業目的

大阪府人権相談・啓発等事業をわかりやすく紹介するホームページを設置し、事業の効果的な広報につなげていきます。

(2) 事業内容

①開設

大阪府人権協会ホームページの中に、人権相談・啓発等事業のホームページを開設し、人権相談・啓発等事業の案内及び報告等を掲載しました。

②内容

大阪府委託 人権相談・啓発等事業ホームページ

<http://www.jinken-osaka.jp/entrustment/index.html>

I. 人権相談事業

i) 専門相談事業

(1) 府民向け人権相談

(1) 事業目的

様々な人権問題に関する課題を持つ大阪府民からの相談を受ける「大阪府人権相談窓口」の整備を図り、多様な人権問題にかかわる相談ニーズに応じることで、人権問題の解決につなげていきます。

(2) 事業内容

①人権相談窓口の開設・実施

ア. 開設日・時間帯

次の日時において、大阪府人権相談窓口を開設しました。

平日相談：毎週月曜日から金曜日 9時30分から17時30分（祝日・年末年始を除く）

夜間相談：毎週火曜日の夜間 17時30分から20時00分（祝日・年末年始を除く）

休日相談：毎月第4日曜日 9時30分から17時30分

イ. 相談方法

電話、面談、ファックス、手紙、はがき、Eメールで相談に対応しました。

ウ. 相談件数

○人権相談（全体） 月別相談件数（令和元（2019）年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	50	54	59	71	52	47	
延件数	239	182	310	256	289	183	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	66	48	54	39	43	60	643
延件数	304	317	260	218	242	302	3,102

○人権相談（府民向け相談のみ） 月別相談件数（令和元（2019）年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	42	52	48	57	47	40	
延件数	185	160	178	186	241	151	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	54	39	38	32	34	52	535
延件数	196	136	154	145	192	206	2,130

○人権相談 相談形態別件数（令和元（2019）年度）

	電話	面談	家庭訪問	手紙・FAX等	メール	その他	合計
延件数	1,912	184	20	52	389	545	3,102

○人権相談 人権問題別件数（令和元（2019）年度）

同和問題	女性	男性	障がい者	高齢者	子ども	外国人	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害	
45	104	18	278	117	125	59	0	0	0	
労働	ホームレス	医療問題	刑余者	性的マイノリティ	社会的養護	自殺防止	見た目問題	その他	人権外	合計
213	5	127	0	49	5	64	1	1,483	8	2,701

②「人権問題別集中相談」の実施

各月を人権問題別の集中月間として位置づけ、ホームページでの周知など、具体的な人権問題について集中した相談への取組みを実施しました。

○人権相談 月別相談件数（関連の相談を含む）（令和元（2019）年度）

テーマ	月	実件数	延件数
同和問題・部落差別	4・10月	8	62
性的マイノリティ（LGBT）	5・11月	8	15
見た目問題	6・12月	0	0
ヘイトスピーチ	7・1月	1	1
児童養護施設や里親	8・2月	1	6
障がい者（児）問題	9・3月	43	221
合計		61	305

③相談者への相談支援サービス

本相談における相談者への支援として、聴覚障がい者に筆談で相談を延べ10回行いました。

④事業の周知方法等

ア. 市町村等の相談機関とのネットワークを活かした事業周知

市町村の人権相談等の相談機関をはじめ、当協会の有するネットワーク機関と連携し、幅広く府民に事業周知を図っていきました。

- 1) 「人権相談機関ネットワーク」加盟団体・機関
- 2) 府内各市町村人権担当部局
- 3) 府内各市町立人権文化センター（隣保館）
- 4) 全市町村人権協会・人権地域協議会

イ. ホームページ等での事業周知

- 1) ホームページでの周知（HTML 及び PDF ダウンロード）
- 2) メールマガジンでの周知

ウ. 事業間連携・当協会の自主事業等の他の事業における周知

1)大阪府人権総合講座

⑤「出張相談」の実施

○出張相談 実件数（令和元（2019）年度）

月	相談場所	件数
4月	人権文化センター、相談者宅	2
5月	高齢者住宅	1
6月	相談者宅、人権文化センター、住宅管理担当課・委託機関、区役所	4
7月	相談者宅	1
8月	人権協会、高齢者住宅、相談者宅、人権文化センター	5
9月	学校、相談者宅、人権協会、弁護士事務所、公共施設	5
10月	入国管理局、人権文化センター、区役所、相談者宅、公立小学校	4
11月	市役所、市人権協会、相談者宅、区民センター	4
12月	保健福祉施設、人権協会、相談者宅、市役所、人権文化センター、弁護士事務所	9
2月	市役所、相談者宅、人権文化センター	5
3月	人権文化センター	4
合計		44

⑥フォローアップ体制の確立

ア. 大阪府人権協会の相談窓口から他機関等に繋いだケースのうち、特に困難を抱えるケース等については、必要に応じて繋いだ先の機関と状況確認を行います。

○状況確認の実件数（令和元（2019）年度）

月	つないだ機関分野名	実件数
4月	人権文化センター	1
6月	人権文化センター、市障がい福祉担当課、市生活支援担当課、市人権担当課	4
7月	障害福祉担当課No.5	1
8月	人権文化センター、市人権協会	2
9月	市人権担当課、市障がい福祉担当課	2
10月	行政書士、府生活困窮支援窓口No.32、市男女共同参画施設、人権相談担当課	4
11月	市障がい福祉担当課、府保健所、府生活困窮支援窓口、社会福祉団体、公立小学校	3
12月	府保健所、市障がい福祉担当課	1
1月	公立小学校、市障がい福祉担当課、府保健所、居住支援団体、生活保護担当課、地域就労支援センター、公営住宅担当課、市障がい福祉担当課	5
2月	市人権協会、小学校、人権文化センター	2
3月	生活保護担当課、障がい福祉担当課、人権文化センター、公立小学校	2
合計		27

イ. その中で、状況によっては「ケース会議」等を行い、再度、支援策を検討したり、他機関へ「繋ぎ直す」といったりした取り組みを行いました。

○ケース支援方策検討等を実施したケース 実件数（令和元（2019）年度）

実施月	件数								
4月	1	6月	1	8月	1	10月	1	11月	1
12月	1	1月	3	2月	1	3月	1	合計	11

⑦相談の事例

ア. 障がい者(児)問題

- ・身体障がいのある相談者が、職場での階段移動や通勤方法などについて悩んでいるが、どうすれば良いか。

イ. 同和問題・部落差別

- ・インターネットで、部落差別発言をしている人がおり、注意してもやめないが、どうすれば良いか。
- ・知人が、とある施設のことを「いわゆる同和地区の施設だから、待遇が良くないのではないか」と発言していた。差別的な発言であり、許せないが、どうすれば良いか。

ウ. 外国人の人権問題

- ・相談者は入国管理局に長期間収容されている外国籍者だが、同局の対応の酷さから、自死を考えているので、話を聞いてほしい。
- ・ヘイトスピーチ的な動画をインターネット上に載せている議員がいることに不安を感じる。

エ. 性的マイノリティ

- ・性同一性障害であることを職場でカミングアウトし、更衣室の対応をしてほしいと考えているので、話を聞いて欲しい。

(2) 市町村人権相談サポート

(1) 事業目的

市町村からの求めに応じ、各相談に関する助言や支援を行うことで、各市町村の人権相談を支援します。

(2) 事業内容

①市町村人権相談サポート 月別相談件数（令和元（2019）年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	9	3	11	14	5	11	
延件数	54	23	130	70	47	34	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	12	10	16	7	9	8	115
延件数	107	180	106	73	48	95	967

②市町村・地域における「ケース会議」の調整や助言

ア. 相談者の課題に応じて市町村との「ケース会議」を開催し、調整及び助言等を行いました。

イ. 市町村が実施する「ケース会議」への助言・スーパーバイズ等のために、必要に応じて職員を派遣、内部でケース検討をしました。

○ケース会議の調整や助言（令和元（2019）年度）

月	市町村名	回数	月	市町村名	回数
4月	大阪市、茨木市、泉南市	3	11月	大阪市、茨木市	3
5月	岸和田市	1	12月	大阪市、岸和田市	4
6月	大阪市、茨木市、吹田市、枚方市、柏原市	8	1月	大阪市、岸和田市	6
7月	枚方市、柏原市、太子町	4	2月	岸和田市、阪南市	3

8月	岸和田市、茨木市	2	3月	岸和田市、茨木市	8
10月	東大阪市、岸和田市	3	合計		45

③市町村等の相談事業への支援

- ア. 市町村からの相談を通じて市町村の人権相談事業の状況把握等を行いました。
イ. 大阪府・市町村相談事業に関わる会議に参画しました。

○会議への参画状況（令和元（2019）年度）

月	会議名	回数	計
4月	平成31年度 大阪府市長会・大阪府町村長会人権部長会議	1	3
5月	令和元年度 大阪府市町村人権相談担当課長連絡会議	1	
11月	令和元年度 大阪府市長会・大阪府町村長会 人権部長会議	1	

- ウ. 市町村人権相談事業・相談員の日常的な相談を支援しました。

○日常的な相談サポート件数（令和元（2019）年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	5	2	11	14	4	6	
延件数	35	21	122	66	31	25	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	11	8	9	7	5	7	89
延件数	100	172	61	67	36	61	797

- エ. 「相談事例研究会」により相談事業を支援しました。

実施内容は、「4. ネットワーク事業 ③相談事例研究会の開催」に掲載しています。

- オ. 「人権相談機関ネットワーク」のメール情報発信・収集を活用し、各市町村等の相談員どうしの情報交換の場を提供しました。

実施内容は「4. 人権相談ネットワーク事業 ①人権相談機関ネットワークの運営」に掲載しています。

④専門家との連携による支援

市町村から受けた相談を整理したうえで、相談ケースに応じて、「専門家との連携相談支援」の専門家と連携して市町村の相談を支援しました。

○専門家との連携相談支援件数（令和元（2019）年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
実件数	3	0	0	0	2	1	6
延件数	15	0	0	0	14	5	34
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	1	1	8	0	4	1	21
延件数	4	4	41	0	9	26	118

⑤相談の事例

- ア. 広域的な相談対応

- ・他県居住者の男性に対するDV被害の相談や支援をしている機関を教えて欲しい。

- イ. 相談への支援

- ・高齢者向け住宅施設に入居している相談者が、施設からの退去勧告等について法的措置を取りたいと考えているので、相談のサポートをして欲しい。
- ・聴力障がいがある相談者が、入居している公営住宅において、近隣トラブル等問題を抱えているので、取り次ぎ支援や、自立生活支援の相談窓口へのつなぎをして欲しい。

- ウ. 専門的な相談への支援

- ・同性の人と交際していることに悩みやしんどさがある相談者に対して、悩みを共有できる専門機関を紹介したいので、教えて欲しい。
- ・所持しているビザでの滞在が困難になりそうな外国籍者が、永住権を得たいと考えている。外国人専門相談機関に相談したい。

⑥「人権相談のてびき」の更新

平成 27 (2015) 年度に作成した「人権相談のてびき」について、人権相談に必要な最新の情報を更新するため、大阪府人権局と打合せを行い、本文及び資料について更新・追加内容を整理し、検討を行いました。また、てびきを「Ⅱ人材養成事業」の「大阪府人権総合講座（人権相談員養成コース）」で活用し、人材養成を通じた各市町村等の人権相談サポートにつなげました。

ア. 更新作業の内容

第 1 回 7 月 1 日、第 2 回 12 月 11 日、第 3 回 2 月 27 日

イ. 「てびき」の活用

大阪府人権総合講座 7 月 18 日

科目名「人権相談の現状と相談の基本 人権相談のてびきと相談の集約から」

○別紙 1-1 市町村人権相談サポート実施状況（令和元（2019）年度）（上半期）

（3）専門家との連携相談支援

（1）事業目的

相談の内容により、法律や生活、就労、医療などの専門性が必要な相談について、専門家や当事者団体・支援団体等と連携しながら、相談への対応を進めることで、相談の充実をはかります。

（2）事業内容

①弁護士との連携

人権相談に取り組まれる「人権相談弁護士ネットワーク」の協力のもと、相談員に対する日常的な助言や、相談者に同行して相談を受けました。

ア. 日常的な助言

相談員が助言を必要とする場合に、随時、助言していただきました。

イ. 同行相談

日時：毎週金曜日 13 時 30 分から 16 時 30 分（設定日以外の対応も行いました。）

場所：各弁護士事務所 ほか

②他の専門家との連携

ア. 留学生の就労および在留資格の変更手続きについて、行政書士の助言を受けました。

イ. 人格障害の可能性が考えられる相談者への対応について、専門家の助言を受けました。

③当事者・支援団体との連携

ア. 希死念慮のある相談者への対応について、支援団体の助言を受けました。

イ. 性的マイノリティの児童への対応について、当事者・支援団体の助言を受けました。

○専門家との連携 月別相談件数（令和元（2019）年度）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
弁護士	2	0	2	0	2	2
その他	0	0	0	0	1	0
当事者・支援団体	0	0	0	0	0	0
合計	2	0	2	0	3	2

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
弁護士	0	2	6	0	5	1	22
その他	0	0	0	0	1	0	1
当事者・支援団体	1	0	1	0	0	0	3
合計	1	2	7	0	6	1	26

④専門家との連携 相談の事例

- ア. 相談者はうつや引きこもりの期間が長く、多額の債務がある。最近退職し、生活が困窮しているため、債務を整理して生活を立て直したいという相談。(弁護士)
- イ. 相談者は配偶者と別居中で、調停を申し立てられている。相談者は自身がいわゆる同和地区出身であると指摘されたことが別居の原因と考えているが、調停にはどのように対処すれば良いかという相談。(弁護士)
- ウ. 相談者は在留資格の関係で就労に制限があるため生活が困窮している。在留資格の変更等について専門家の意見を聞きたいという相談。(行政書士)
- エ. 児童福祉施設における性的マイノリティに配慮した幼児への対応について、専門家の意見を聞きたいという施設及び所管自治体からの相談。(当事者・支援団体)

ii) ネットワーク事業

(1) 事業目的

人権に関する様々な相談に取り組む機関や団体とのネットワークを作ることで、人権に関する相談の充実をはかります。

(2) 事業内容

①人権相談機関ネットワークの運営

ア.加盟リストの管理

登録内容更新のため、加盟機関に郵送と電子メールにより「人権相談機関ネットワーク登録情報調査票」を送付しました。

回答があった機関については加盟機関の登録情報を更新しました。未回答の機関については電話連絡やホームページ記載内容による確認を行いました。

○人権相談機関ネットワーク加盟機関総括表（令和元（2019）年度）

区 分		加盟数 2020年3月31日
国の機関		1
府の機関	府の相談	29
市町村の人権相談関連機関	人権相談担当課	43
	人権文化センター等	29
	市町村人権協会	35
市町村の専門相談関連機関		102
公益法人、NPO等の関連機関		46
合計		285

○別紙 1-2 人権相談機関ネットワーク加盟機関一覧（令和元（2020）年3月）

イ.加盟機関リスト掲載情報の更新

加盟機関リストの掲載情報の更新を行いました。掲載情報の項目は次のとおりです。

機関名、所在地、主な相談分野、電話番号（FAX、メール）、相談日、相談時間、相談窓口または担当課の URL、相談事業に関する報告書等

ウ. 未加盟相談機関に対する加盟促進

相談機関に対して、新規加盟の呼びかけを行い、大阪府と調整のうえ、加盟促進を図りました。

エ. ネットワーク加盟機関相互の情報交換の促進

加盟機関同士の連携強化のための情報交換を行いました。

- ・加盟機関のイベント情報等とメールマガジン「人権あらかると」（人権関連情報収集・提供事業）を、メールアドレス情報の提供のあった全加盟機関に送信しました。
- ・加盟機関のイベント情報等を「人権あらかると」に掲載し、送信しました。

○ネットワーク加盟機関への情報提供（令和元（2019）年度）

	送信日時	内容
1	4月26日	「人権あらかると」4月前半号
2	5月23日	「人権あらかると」4月後半号
3	6月5日	「人権あらかると」5月前半号
4	6月19日	「人権あらかると」5月後半号
5	7月2日	「人権あらかると」6月前半号
6	7月11日	「人権あらかると」6月後半号
7	7月26日	「人権あらかると」7月前半号
8	8月27日	「人権あらかると」7月後半号
9	9月3日	「人権あらかると」8月前半号
10	9月27日	「人権あらかると」8月後半号
11	10月1日	「人権あらかると」9月前半号
12	10月16日	「人権あらかると」9月後半号
13	10月30日	「人権あらかると」10月前半号
14	11月18日	「人権あらかると」10月後半号
15	11月29日	「人権あらかると」11月前半号
16	12月11日	「人権あらかると」11月後半号
17	1月10日	「人権あらかると」12月前半号
18	1月21日	「人権あらかると」12月後半号
19	1月31日	「人権あらかると」1月前半号
20	2月17日	「人権あらかると」1月後半号
21	3月2日	「人権あらかると」2月前半号
22	3月17日	「人権あらかると」2月後半号
23	3月25日	「人権あらかると」3月前半号
24	3月30日	「人権あらかると」3月後半号

②おおさか相談フォーラムの開催

ア. 「おおさか相談フォーラム」について企画の詳細を確定し、講師依頼、講師との打ち合わせ、広報等を行ないました。

テーマ：ハラスメントをめぐる相談と支援 ～職場でのハラスメントを中心に～

日時：令和2（2020）年3月5日13時30分から16時50分

会場：大阪市立住まい情報センター 3階ホール

プログラム：

第1部 基調講演「人権の基本から考えるハラスメント問題」

講師：牟田和恵さん（大阪大学大学院人間科学研究科教授）

第2部 相談・支援の現場からの報告

報告① セクハラ・パワハラをめぐる相談と支援：大阪府総合労働事務所職員

報告② レイシャル・ハラスメントをめぐる相談と支援：文公輝さん（特定非営利法人多民族共生人権教育センター事務局長）

第3部 参加者の交流と意見交換

○資料 1-1 「令和元（2019）年度おおさか相談フォーラム」広報チラシ

イ. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、大阪府主催の府民が参加するイベントや集会を原則、開催中止又は延期するとの決定を受けて、「おおさか相談フォーラム」の中止を決定し、広報チラシ送付先に「中止のお知らせ」を送付するとともに、ホームページに「中止のお知らせ」を掲載しました。

③相談事例研究会の開催

相談事例をもとに、相談スキルの向上と加盟機関同士の交流・連携の活発化を図るために、「令和元（2019）年度相談事例研究会」を開催しました。

ア. 開催日時・会場・事例の概要・参加人数：

回	日時	会場	相談事例の概要	ブロック	参加人数
第1回	9月2日 13時30分 から17時	藤井寺市役所	子どもの発達に悩みを持つとともに、夫から理解が得られず、身体的・精神的・経済的にDVを受けている妻からの相談。	河内南	24人
第2回	9月3日 13時30分 から17時	茨木市立豊川いのち・愛・ゆめセンター	生活困窮状態で、子どもの不登校、虐待（ネグレクト）、ゴミ屋敷、近隣トラブル等の問題を抱えた父子家庭についての相談。	北摂	18人
第3回	9月10日 13時30分 から17時	門真市役所別館	母親が長期入院したことで日常生活を営めなくなった無職・無収入男性の、自立生活に向けた支援に関する相談。	河内北	16人
第4回	9月17日 13時30分 から17時	忠岡町役場	親から虐待を受けている交際相手を自宅にかくまったことで脅迫を受け、恐怖のため日常生活が困難になった人からの相談。	泉州	17人

イ. 内容：講義「意思決定支援と相談対応」および「事例検討の方法」について、相談事例の報告、グループワーク、まとめ、助言と情報提供

ウ. 講師：潮谷光人さん（東大阪大学こども学部准教授）

エ. 相談事例研究会の開催報告と、検討した事例の概要をホームページに掲載しました。

○資料 1-2 令和元（2019）年度「相談事例研究会」開催要項

④人権相談集約・報告

ア. 人権に関する相談の集約

- 1) 対象：大阪府人権相談窓口、各市町村人権担当課及び人権協文化センター、各市町村人権協会・人権地域協議会の人権相談窓口
- 2) 集約内容：前年度の人権に関する相談件数及び相談事例を集約しました。
- 3) 集約方法：集約のために電子メール、郵送にて依頼を行いました。

イ. 学識経験者の監修協力を得て「平成 30（2018）年度の大阪府内における人権に関する相談の状況」を作成しました。 監修：潮谷光人さん（東大阪大学こども学部准教授）

ウ. 「平成 30（2018）年度の大阪府内における人権に関する相談の状況」をホームページに掲載しました。

Ⅱ. 人材養成事業

人材養成事業

(1) 事業目的

大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる方を対象に、人権教育・啓発や相談業務に従事する方たちに必要な知識やスキル等を経験に応じて習得できる講座を、年間を通じて開催します。

(2) 事業内容

①概要

- ア. 対象者は、大阪府内に在住・在勤の方で、大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる方としました。
- イ. 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別を実施しました。
- ウ. 人権啓発や人権相談の現場で活躍する方を想定し前期・後期あわせ 8 つの人材養成コースと幅広く人権問題が学べる人権問題科目を設定しました。また、関心のある科目のみを受講できる「科目選択受講」を可能としました。

②講座内容

受講区分、対象、実施期間、科目数（令和元（2019）年度）

区分		対象	期間	科目数	
前期	人材養成コース	人権担当者入門コース	新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方	7月18日から 7月26日	7 (※)
		人権ファシリテーター養成コース	ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方	7月18日から 8月8日	12
		人権啓発企画担当者養成コース	人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方	7月18日から 8月9日	11
		人権相談員養成コース	相談業務経験が概ね1年以下の相談員	7月18日から 8月19日	12
	人権問題科目		どなたでも	8月2日から 9月25日	28
後期	人材養成コース	人権ファシリテータースキルアップコース	ファシリテーターとしての講師（実践）経験がある方等	12月19日	6
		人権コーディネータースキルアップコース	人権に関する各種事業実施に取り組む方、管理的業務を行う方等	12月23日	4
		人権相談員スキルアップコース	相談業務経験が概ね1年以上の相談員等	12月3日から 12月18日	12
		人権相談員専門コース	相談業務経験が概ね3年以上の相談員、主任相談員、管理者等	1月10日 1月17日	12
	人権問題科目		どなたでも	11月22日から 12月25日	16

※担当者入門コース全 10 科目のうち受講者は A か B 日程を選択するため 7 科目が指定科目となります。

③履修要件及び修了認定

ア. 履修要件

履修要件として、科目への出席と「受講レポート」の提出を必要としました。

イ. 修了認定

人権ファシリテーター養成、人権啓発企画担当者養成、人権相談員養成、人権相談員スキルアップの4コースで修了認定を行いました。

ウ. 修了証書の交付

修了された方に、修了証書（大阪府知事名）を交付しました。

エ. 科目履修証明書の交付

科目別に履修された方に科目履修証明書（一般財団法人大阪府人権協会代表理事名）を交付しました。

交付希望者

前期：49人

後期：55人

④受講申込・修了状況等

受講申込者、受講決定者、修了認定希望者、修了認定者数

【前期】

人材養成コース	定員	受講申込者	受講決定者	修了認定希望者	修了認定者
人権担当者入門	40	48	48	—	—
人権ファシリテーター養成	25	16	16	13	12
人権啓発企画担当者養成	25	13	13	10	8
人権相談員養成	40	53	53	50	43
コース 合計 (延べ)	130	130	130	73	63

科目選択 合計 (人権問題科目・人材養成コース)	—	154	154	—	—
-----------------------------	---	-----	-----	---	---

コース・科目選択 合計	—	284	284		
-------------	---	-----	-----	--	--

受講申し込み者 実人数：191人

受講決定者 実人数：191人

修了認定者 実人数：55人

【後期】

人材養成コース	定員	受講申込者	受講決定者	修了認定希望者	修了認定者
人権ファシリテータースキルアップ	20	14	14	-	-
人権コーディネータースキルアップ	20	20	20	-	-
人権相談員スキルアップ	30	38	38	36	25
人権相談員専門	30	36	36	-	-
コース 合計 (延べ)	100	108	108	36	25

科目選択 合計 (人権問題科目・人材養成コース)	-	97	97	-	-
-----------------------------	---	----	----	---	---

コース・科目選択	合計	-	205	205
----------	----	---	-----	-----

受講申込者 実人数：120人
 受講決定者 実人数：120人
 修了認定者 実人数：25人

⑤企画委員会の開催

ア. 第1回（コース別で実施）

内容：・講座実施状況について報告（カリキュラム・受講者数等）
 ・各人材養成コースの実施について意見交換
 ・修了レポートの査読
 ・修了認定 他

開催日時等：

1) 人権ファシリテーター養成コース

日時：9月9日 10時30分から11時30分 会場：大阪市天王寺区

2) 人権啓発企画担当者養成コース

日時：9月18日 10時30分から11時30分 会場：兵庫県川西市

3) 人権相談員養成コース

日時：10月17日 14時00分から15時30分 会場：大阪府八尾市

4) 人権相談員スキルアップコース

日時：1月30日 14時30分から16時 会場：大阪府人権協会会議室

イ. 第2回

内容：・今年度の実施状況について報告（カリキュラム、受講者数等）
 ・次年度の開催について
 ・今後のスケジュール（案） 他

開催日時等：

日時：3月24日 10時30分から11時45分 会場：兵庫県川西市

日時：3月24日 15時45分から7時 会場：大阪府八尾市

日時：3月26日 10時30分から12時15分 会場：大阪府中央区

※新型コロナウイルス感染予防・感染拡大を避けるため、個別に対応しました。

- 別紙 2-1 大阪府人権総合講座 受講申込者数（令和元（2019）年度）（前期）
- 別紙 2-2 大阪府人権総合講座 受講申込者数（令和元（2019）年度）（後期）
- 別紙 2-3 大阪府人権総合講座 科目別受講者数（令和元（2019）年度）（前期）
- 別紙 2-4 大阪府人権総合講座 科目別受講者数（令和元（2019）年度）（後期）
- 資料 2-1 大阪府人権総合講座 総合案内（令和元（2019）年度）（前期）
- 資料 2-2 大阪府人権総合講座 総合案内（令和元（2019）年度）（後期）

Ⅲ. 人権啓発支援事業

i) 人権啓発アドバイザー設置・派遣事業

(1) 事業目的

行政や市町村人権協会・人権地域協議会等の民間団体等で実施される人権啓発における相談に適切なアドバイスを行い、より効果的な人権啓発事業が実施できるよう支援を行ないます。

(2) 事業内容

①アドバイザーの設置

ア. 常勤アドバイザー

職員による常勤アドバイザーを5人（メインアドバイザー3人、サブアドバイザー2人）配置し、電話、来訪、Eメールによる日常の相談を行い、人権啓発を支援しました。

○人権啓発アドバイザー 月別相談件数（令和元（2019）年度）

	件数		相談手段					相談者種別		相談種別				
	実数	延数	電話	FAX	メール	面談	その他	行政	行政以外	紹介	企画	全般	問合せ	その他
4月	12	17	15	0	7	1	0	12	5	8	2	3	4	2
5月	8	14	16	0	10	0	0	9	5	10	0	0	3	1
6月	15	22	24	0	4	1	1	20	2	10	0	2	10	0
7月	12	15	14	0	3	1	3	9	6	6	1	1	5	4
8月	15	18	15	0	6	6	2	8	10	7	0	0	11	5
9月	18	27	30	1	13	2	1	11	16	19	0	3	5	0
10月	13	19	18	0	3	3	1	17	2	10	1	1	9	1
11月	7	15	16	2	4	3	0	15	1	6	1	7	3	0
12月	17	43	38	0	22	5	0	39	4	12	0	19	14	0
1月	14	21	20	0	5	4	1	18	3	8	3	6	7	2
2月	13	20	25	0	14	0	2	16	4	12	0	1	7	0
3月	9	16	12	0	10	1	0	5	11	10	0	1	5	0
合計	153	247	243	3	101	27	11	179	69	118	8	44	83	15

※相談者種別「行政以外」には、行政から紹介された団体を含む。

イ. 専門アドバイザー

派遣先：太子町住民人権課

日時：12月25日 10時から12時

依頼内容：令和2年度実施人権に関する住民意識調査の調査票項目について

②啓発交流

ア. 啓発実践・交流会の開催

事業活用に向けた理解促進と人権啓発に関する様々な情報の交流を幅広く行う場として、啓発実践・交流会を開催しました。

日時：7月31日 14時から16時45分

会場：HRCビル5階ホール

出席者：府内市町村人権啓発担当課職員等 31人

内容：・人権啓発支援事業実施要領のご説明と「人権啓発に関わるアンケート」実施報告
・専門アドバイザー派遣利用に関する報告

南河内ブロックの複数市町村において実施した人権に関する意識調査の集計への助言

報告者：藤井寺市市民生活部協働人権課

大阪狭山市人権に関する市民意識調査報告書から見える市民意識の動向と課題についての分析、および今後の人権行政についての講評

報告者：大阪狭山市市民生活部市民相談・人権啓発グループ

- ・グループワーク「人権啓発事業実施における悩みや課題、工夫等の情報交換を行い、解決へのヒントをみつけるための交流の場」
セッション1として、ワールドカフェで全体的な情報交換と交流を行いました。
セッション2として次のテーマに別れて交流を行いました。
「啓発に関する調査、方針、計画等」「差別解消三法に関する広報や具体化等」
「LGBT（性的マイノリティ）に関する啓発、制度等」「なんでも交流～事業における悩みや工夫等全体的な交流」
- ・ポスターセッション
情報交換の一環として、各市町村等が作成した啓発物（広報誌、ポスター、チラシ等）収集し、会場に設置し参加者に閲覧いただきました。

イ. ブロック別啓発交流・相談会

少人数でじっくりと情報交換や悩み・課題の共有を行い、よりよい事業づくりに向けた方策を見いだす機会としてブロック別啓発交流・相談会を実施しました。

1) 泉州ブロック

日時：10月2日 14時から16時
会場：高石市市役所別館1階会議室111
参加人数：6市・3町、11人

2) 北摂ブロック

日時：10月8日 14時から16時
会場：箕面市市役所別館6F第3会議室
参加人数：5市・5人

3) 河内南ブロック

日時：10月10日 14時から16時
会場：羽曳野市市役所本館4階北会議室
参加人数：6市1町1村・10人

4) 河内北ブロック

日時：10月11日 14時から16時
会場：守口市市役所7階会議室703
参加人数：5市・6人

○資料3-1 啓発実践・交流会及びブロック別啓発交流・相談会開催要項

③人権啓発支援事業の周知

ア. 人権啓発支援事業全体の実施要領を作成し、市町村に送付することで、事業の周知を行いました。

イ. 様々な機会を活用した事業の周知

会議等の機会を活用し、事業の周知を行いました。

- 4月23日 大阪府市長会・大阪府町村長会人権部長会議
- 7月31日 啓発実践・交流会
- 10月2日 ブロック別啓発交流・相談会（泉州ブロック）
- 10月8日 ブロック別啓発交流・相談会（北摂ブロック）
- 10月10日 ブロック別啓発交流・相談会（河内南ブロック）
- 10月11日 ブロック別啓発交流・相談会（河内北ブロック）

○資料3-2 人権啓発支援事業実施要領（令和元（2019）年度）

ii) 人権関連情報収集・提供事業

(1) 事業目的

効果的な人権啓発事業を行うために、人権課題に関する動向や講座・イベント情報等を収集、整理

し市町村等に情報を提供することで、住民や職員等が人権問題に係る情報を活用していくことにつながります。

(2) 事業内容

①新聞等による人権問題の動向等の情報収集

朝日新聞（朝・夕・特集）や人権情報誌、インターネットから人権に関する記事を収集し、次のようにまとめました。

ア. 日にち、見出し、インターネット公開記事リンク先URL等をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記から人権問題・人権啓発に関わる最新情報や動向等をトピックスとしてメールマガジンで配信しました。

○人権関連情報収集状況（令和元（2019）年度）

月	新聞	その他	合計
4月	147	28	175
5月	209	11	220
6月	213	16	229
7月	149	13	162
8月	134	19	153
9月	139	10	149
10月	156	18	174
11月	153	18	171
12月	187	25	212
1月	126	17	143
2月	139	11	150
3月	159	33	192
合計	1,911	219	2,130

②イベント講演会等の情報収集

大阪府、府内市町村や市町村人権協会等が主催するイベント情報を収集し、次のようにまとめました。

ア. イベント講演（公演）会の名称、開催日時、開催場所、内容（講師）、URL、問い合わせ先をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記内容をメールマガジンで配信しました。

※収集した情報は閲覧可能な状態で保管しています。（1年間）

※各団体の総合交流や相互に学びあう場及び広報協力等も同時に行いました。

③メールマガジンでの提供

収集した人権課題に関する動向や講座・イベント情報等を、市町村や市町村人権協会等にメールマガジンで提供しました。（月2回実施）

○メールマガジン「人権あらかると」提供状況（令和元（2019）年度）

	発行日	人権啓発 支援事業 情報	トピックス	イベント・ 講演会 情報	大阪府 情報	合計
4月前半	4月22日	5	20	10	5	40
4月後半	5月10日	4	15	16	6	41
5月前半	5月24日	4	12	12	5	33

5月後半	6月7日	4	19	16	6	45
6月前半	6月25日	5	15	12	8	40
6月後半	7月8日	4	17	11	6	38
7月前半	7月25日	4	14	13	6	37
7月後半	8月21日	5	13	23	7	48
8月前半	8月28日	6	12	11	9	38
8月後半	9月10日	6	21	12	7	46
9月前半	9月27日	5	12	21	3	41
9月後半	10月7日	5	14	26	7	52
10月前半	10月23日	4	14	36	8	62
10月後半	11月7日	4	15	15	8	42
11月前半	11月29日	5	13	28	10	56
11月後半	12月6日	5	15	17	12	49
12月前半	12月27日	5	16	20	8	49
12月後半	1月10日	5	25	13	15	58
1月前半	1月23日	5	13	22	15	55
1月後半	2月10日	6	21	15	13	55
2月前半	2月26日	5	15	9	7	36
2月後半	3月9日	4	16	9	9	38
3月前半	3月24日	4	23	2	9	38
3月後半	3月27日	4	13	6	8	31
合計		113	383	375	197	1,068

④人権リレーエッセイでの提供

「人権」をキーワードに様々な人や団体からのメッセージを発信。インタビュー内容をエッセイ風にまとめ、ホームページで公開しました。

ア. 掲載団体について協議を行いました。

イ. 下記の人や団体をホームページで紹介しました。

○人権リレーエッセイ提供状況（令和元（2019）年度）

回	公開日	タイトル	お名前	所属
1	8月9日	ひきこもりは「人権」という普遍的な問題のひとつ	泉 翔さん	特定非営利活動法人ウィークタイ代表理事
2	10月18日	国と市民が一体となったハンセン病への差別。その本質としっかり向き合う社会をめざして。	黄光男さん	れんげ草の会（ハンセン病遺族-家族の会）副会長
3	11月29日	多様化、複雑化する外国人支援に尊厳を守る視点を	松浦・デ・ビスカルド篤子さん	カトリック大阪大司教区社会活動センター シナピス課長
4	12月26日	ヘイトスピーチを許さない社会にするために	李信恵さん	フリーライター
5	2月26日	優生思想から考える、命の選択と人権	利光 恵子さん	立命館大学生存学研究所客員研究員
6	3月30日	「同性愛者の家族」という当事者として	南 ヤエさん	なんもり法律事務所

iii) 講師リストの作成・講師紹介事業

(1) 事業目的

府民や市民が学びたい、又は学んでほしい人権問題のテーマや内容を重視して、講師リストの作成を行い、市町村等へ情報提供を行うことで、府内で行われている啓発事業を支援します。

(2) 事業内容

①講師紹介

○講師紹介 月別相談件数（令和元（2019）年度）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
8	10	10	6	7	19	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	118
10	6	12	8	12	10	

②講師リストの情報収集

ア. アンケートの実施

本事業においてお受けする人権啓発の講師紹介や講師リスト作成に資する情報収集として、委託事業参加の大阪府内の市町村（寝屋川市を除く）に「人権啓発に関わるアンケート」を実施しました。大阪府と42市町村にアンケートを送付し、全てから回答をいただきました。

イ. アンケートの集約と報告

回答をいただいたアンケートの集約を行い、7月31日に実施した「啓発実践・交流会」において配付と集約結果の報告を行いました。また、欠席市町村には、郵送にて集約内容をお送りし、委託事業参加の全市町村に報告を行いました。

○資料3-3 人権啓発に関わるアンケート（令和元（2019）年度）

③令和元（2019）年度講師リストの作成

ア. 平成30（2018）年度掲載講師への継続依頼と掲載内容の修正確認を行い、その結果を反映させました。

イ. 新規に掲載する講師とフィールドワークの依頼に向け、新規依頼案作成の方向性、具体的な新規掲載案を作成しました。新規掲載案作成には、「人権啓発事業に関するアンケート」で評価の高かった講師やフィールドワーク先などを参考にしました。新規掲載講師とフィールドワーク先に依頼を行いました。

また、掲載の承諾をいただいた講師に、掲載内容の確認と調整を行いました。

ウ. 以上の結果を反映させ、次の概要の通り講師リストを作成しました。

項目	掲載数	項目	掲載数
人権総論	24	インターネットによる人権侵害	3
女性	19	自殺・自死問題、自死遺族問題	4
子ども	21	刑余者問題・矯正施設退所者	3
高齢者	11	社会的養護	2
障がい者	25	若者支援	5
同和問題	20	依存症	10
外国人	22	様々な人権問題	40
H I V感染	2	人材養成	9

ハンセン病回復者	4	公演	9
犯罪被害者やその家族	3	講師延べ人数	280
ホームレス	4	講師実人数	161
セクシュアル・マイノリティ、セクシュアリティ	17	視聴覚（パネル・ビデオ・DVD）	4
職業や雇用をめぐる人権問題（一般）	9	フィールドワーク	16
職業や雇用をめぐる人権問題（ハラスメント）	14	掲載延べ件数	300

エ. 講師リストの送付

令和元（2019）年度の講師リストを、寝屋川市を除く市町村と大阪府に送付しました。